

借入金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

長期借入金	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	計					
短期借入金	借入先	期首残高	当期増減額		期末残高	摘要
	1年以内に期限到来の長期借入金					
	計					
リース債務 (1年以内に期限到来のものを除く。)		期首残高		期末残高		摘要
	計					
1年以内に期限到来のリース債務		期首残高		期末残高		摘要
	計					
その他有利子負債	種類	期首残高		期末残高		摘要
	計					

(記載上の注意)

- 1 長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているもの並びに関係会社長期借入金及び1年以内に期限到来の関係会社長期借入金を含む。以下この様式において同じ。）、短期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下この様式において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
- 2 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その胸及び当該利率を摘要欄に記載すること。
- 3 仕入債務からの振替、債務の免除等による特殊な理由による重要な増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を摘要欄に記載すること。
- 4 貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に整理された長期借入金については、長期借入金の「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨を摘要欄に記載すること。
- 5 主要な借入先以外のものは、一括して記載することができる。
- 6 「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 7 長期借入金（1年以内に期限到来のものを除く。）、1年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（1年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース債務（1年以内に期限到来のものを除く。）、1年以内に期限到来のリース債務及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業

者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については、注記することを要しない。なお、リース債務について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

- 8 長期借入金（1年以内に期限到来のものを除く。）、リース債務（1年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。
- 9 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（1年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。
- 10 「長期借入金」、「短期借入金」、「リース債務」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 11 当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース債務及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。
- 12 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。